

令和7年2月28日

比較対象労働者の待遇等に関する情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第26条第7項に基づき、比較対象労働者の待遇等に関する情報を下記のとおり情報提供いたします。

1. 比較対象労働者の職務の内容（業務の内容及び責任の程度）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲並びに雇用形態

(1) 業務の内容

- ① 職 種 : 福島県会計年度任用職員（第1号会計年度任用職員）
- ② 中核的業務 : 事務補助
- ③ その他の業務 : なし

(2) 責任の程度

- ① 権限の範囲 : 役職なし（部下なし）
- ② トラブル・緊急対応 : なし
- ③ 成果への期待・役割 : 担当業務の適切かつ速やかな遂行
- ④ 所定外労働 : 原則なし

(3) 職務の内容及び配置の変更の範囲

- ① 職務の内容の変更の範囲 : 職務内容の変更なし
- ② 配置の変更の範囲 : 配置変更なし

(4) 雇用形態

有期雇用労働者（勤務時間 週31時間型）

2. 比較対象労働者を選定した理由

比較対象労働者：福島県会計年度任用職員（第1号会計年度任用職員）

（理由） 受け入れようとする派遣労働者と職務の内容や責任の程度が同一である通常の労働者はいないため、責任の程度が同一である有期雇用労働者を選定した。

〈参考：チェックリスト〉

比較対象労働者(次の①～⑥の優先順位により選出)	対象者の有無(○or×)
① 職務の内容並びに当該職務の内容及び配置の変更の範囲が派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者	×
② 職務の内容が派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者	×
③ 業務の内容又は責任の程度のいずれかが派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者	×
④ 職務の内容及び配置の変更の範囲が派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者	×
⑤ ①から④までに相当する短時間・有期雇用労働者 ※派遣先の通常の労働者との間で短時間・有期雇用労働法等に基づく均衡が確保されている者に限る。	○
⑥ 派遣労働者と同一の職務の内容で業務に従事させるために新たに通常の労働者を雇い入れたと仮定した場合における当該通常の労働者(仮想の通常の労働者) ※派遣先の通常の労働者との間で適切な待遇が確保されている者に限る。	×

3. 待遇の内容等

- (1) 比較対象労働者の待遇のそれぞれの内容（昇給、賞与その他の主な待遇がない場合にはその旨）
- (2) 比較対象労働者の待遇のそれぞれの性質及び待遇を行う目的
- (3) 待遇のそれぞれを決定するに当たって考慮した事項

(待遇の種類)	
(待遇の内容)	
(待遇の性質・目的)	(待遇決定に当たって考慮した事項)

① 基本給	
(日額) 9,430 円	
福島県の「職員の給与に関する条例」(昭和 26 年 3 月 27 日条例第 9 号) に基づき決定され、比較労働対象者(第 1 号会計年度任用職員)については、その職務内容から行政職給料表が適用され、その経験年数や学歴免許等の資格を考慮して決定されるが、標準的な場合(経験年数 0 年)は 1 級 9 号給(198,000 円/月)とし、日額は標準月額を 21 で除して得た数に 1 日あたりの勤務時間を 7.75 で除した得た額	
労働に対する基本的な対償として支払われるもの	経験年数 0 年(18 歳) 想定 経験年数に応じて増額 上限(経験年数 10 年以上・日額) 10,190 円

② 賞与	
【期末手当・勤勉手当】	
日額での支給の場合、基礎報酬月額を 21 で除して得た数に当該第 1 号会計年度任用職員について定められた 1 日あたりの勤務時間を 7.75 で除して得た額を乗じて得た額に当該第 1 号会計年度任用職員について定められた 1 箇月あたりの勤務日数を乗じて得た基礎額に、期別支給割合【参考(期末) R6 年度 6 月期: 1.225、12 月期: 1.275、(勤勉) R6 年度 6 月期: 1.00、12 月期: 1.10】及び在職期間割合(除算対象期間がない場合 100/100)を乗じて得た額	
民間企業の賞与との均衡を図るために支払われるもの	任期が 6 月未満の者(同一の会計年度内において在職し、又は任用されることが見込まれる期間の合計が 6 月以上になる者は 6 月以上の者とみなす。)、1 週間当たりの平均勤務時間が 15 時間 30 分未満の者は支給しない

③ 役職手当: なし	
-	
-	-

④ 特殊作業手当：なし	
—	
—	—

⑤ 特殊勤務手当：なし	
—	
—	—

⑥ 精皆勤手当：なし	
—	
—	—

⑦ 時間外労働手当（法定割増率以上）：制度あり	
【支給割合】	
正規の勤務時間が割り振られた日における勤務	100 分の 125
上記に掲げる勤務以外の勤務	100 分の 135
時間外労働に対する代償として支払われるもの	ただし、週 38 時間 45 分に達するまでの勤務については支給しない 原則、時間外労働なし

⑧ 深夜及び休日労働手当（法定割増率以上）：制度あり	
支給割合 100 分の 135	
深夜及び休日における労働に対する代償として支払われるもの	原則、深夜・休日労働なし

⑨ 通勤手当：制度あり	
給与条例適用職員に支給される通勤手当の令に準じて算出した通勤手当の月額を 21 で除して得た額に、月の実際の通勤回数を乗じて得られる額	
通勤に要する交通費を補填するもの	通勤距離・通勤方法等に応じて変動（上限額あり）

⑩ 出張旅費：制度あり	
福島県旅費条例（昭和 28 年福島県条例第 24 号）の例により支給	
出張に要する交通費を補填するもの	原則、出張なし

⑪ 食事手当：なし	
—	
—	—

⑫ 単身赴任手当：なし	
—	
—	—

⑬ 地域手当：なし	
—	
—	—

⑭ 食堂：なし	
—	
—	—

⑮ 休憩室：制度あり	
職員と同室を使用可	
業務の円滑な遂行に資する目的	

⑯ 更衣室：制度あり	
職員と同室を使用可	
業務の円滑な遂行に資する目的	

⑰ 転勤用社宅：なし	
—	
—	—

⑱ 慶弔休暇：制度あり	
結婚休暇：7日以内の期間（有給）	
忌引休暇：死亡した者の続柄に応じ1～10日（有給）	
就業継続や業務能率の向上	

⑲ 健康診断に伴う勤務免除及び有給：制度あり	
職務に専念する義務の免除：厚生計画に基づく健康診断等を受けるとき、必要と認められる期間（時間）	
就業継続や業務能率の向上	

⑳ 病気休職：制度あり	
病気休暇：90日以内の期間（無給）	
就業継続や業務能率の向上	

⑳ 法定外の休暇（慶弔休暇を除く）：制度あり	
<ul style="list-style-type: none"> ・産前産後の休暇：出産の予定日前8週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）及び出産後8週間以内の期間（有給） ・配偶者の出産休暇：3日以内（有給）※ ・生理休暇：そのつど2日以内の期間（無給） ・妊娠障害休暇：10日以内の期間（無給） ・妊産婦検診休暇：必要と認められる期間（無給） ・通勤緩和休暇：正規の勤務時間の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間以内（無給） ・育児休暇：1日2回（1回につき45分）（無給） ・育児参加のための休暇：5日以内（有給）※ ・子育て・家族看護休暇：7日以内（職員の養育する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては10日以内）（無給） ・介護休暇：指定期間内において必要と認められる期間（無給） ・介護時間：1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間（無給） ・短期介護休暇：5日以内（要介護者が2人以上の場合にあっては10日以内）（無給） ・父母、配偶者及び子の祭日：その都度1日（無給） ・夏季休暇：週または1年間の所定勤務日数に応じ1～3日（有給）※ ・不妊治療休暇：5日以内（当該通院等が体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては10日以内）（有給）※ ・骨髄休暇：必要と認められる期間（無給） ・公民権行使のための休暇：その都度総務部長が必要と認める日又は時間（無給） ・証人等として官公署へ出頭するための休暇：必要と認められる期間（有給） ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通制限又は遮断を事由とする休暇：必要と認められる期間（有給） ・地震、水害、火災その他の災害による交通遮断を事由とする休暇：必要と認められる期間（有給） ・地震、水害、火災その他の災害による職員の住居の滅失等を事由とする休暇：1週間の範囲内において必要と認められる期間（有給） ・交通機関の事故等を事由とする休暇：必要と認められる期間（無給） ・地震、水害、火災その他の災害または交通機関の事故等による職員の通勤途上における身体の危険の回避を事由とする休暇：必要と認められる期間（有給） 	
就業継続や業務能率の向上	※の休暇は、6月間継続勤務している職員（継続勤務が予定されている職員も含む）のうち1週間当たりの勤務日が3日以上とされると見込まれる職員又は1年間の勤務日が121日以上とされると見込まれる職員のみ取得可能

㉑ 教育訓練：制度あり	
従事業務、情報セキュリティ等に関する教育訓練について、必要に応じ実施	
職務の遂行に必要な技能又は知識の習得	

⑳ 安全管理に関する措置及び給付：なし	
-	
-	-

㉑ 退職手当：なし	
-	
-	-

㉒ 住宅手当：なし	
-	
-	-

㉓ 家族手当：なし	
-	
-	-